

平成22年国勢調査の企画に関する検討会（第10回）議事概要

1 日 時 平成21年1月30日（金）10：00～12：00

2 場 所 総務省統計局6階特別会議室

3 出席者

構 成 員：堀部政男座長、阿藤誠委員、井出満委員、廣松毅委員

オブザーバ：小野島正彰（東京都総務局統計部人口統計課長）、小磯行生（横浜市行政運営調整局総務部総務課統計等担当課長）、千原重利（豊中市総務部次長兼情報公開課長）

総 務 省：川崎茂統計局長、小暮純也統計調査部長、飯島信也総務課長、杉山茂調査企画課長、千野雅人国勢統計課長、河野好行国勢統計課企画官、高見朗経済基本構造統計課長

4 議 事

- (1) 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況について
- (2) 平成22年国勢調査第3次試験調査の実施方法等について
- (3) 平成22年国勢調査の国民の理解を得るための方策等について
- (4) 平成22年国勢調査における集計の考え方及び集計体系について
- (5) その他

5 配布資料

資料1 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況（案）

付 地方事務の主要スケジュール（案）

資料2 第3次試験調査の実施方法等（案）

付1 第3次試験調査 調査票（案）

付2 第3次試験調査 事務日程表（案）

付3 平成22年国勢調査試験調査の調査方法・調査事務の比較
（現行方式、第1～3次試験調査との相違点）

資料3-1 国民の理解を得るための方策（案）

資料3-2 平成22年国勢調査関係者会議の今後の展開（案）

資料3-3 広報基本方針（案）

参考 平成17年国勢調査 広報基本方針

資料4-1 平成22年国勢調査における集計・提供の考え方（案）

資料4-2 平成22年国勢調査の集計体系（案）

6 議事の概要

(1) 平成22年国勢調査の調査方法等に関する検討課題及び検討状況について事務局から説明。本日の意見等を踏まえ、平成22年国勢調査の実実施計画の策定に向け、更に検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。

○ 民間活力の活用について質問があり、国勢調査の調査員事務を包括的に民間委託することは困難であるが、民間委託が事務の質を向上させ、かつ効率化が図れる事務については民間活力を活用していくとの説明があった。

○ 指導員・調査員の選考事務の外部委託について質問があり、総務省統計局が設定した選考要件に基づき人材派遣会社などに指導員・調査員の募集を委託するよ

うな事例が考えられるとの説明があった。

- オンライン回答は、記入漏れがあっても送信可能としたほうがよいのではないかとの意見があり、記入漏れがあると送信できない仕様としても回答率に大きな差異はなく、また市区町村の審査事務の効率化につながるため、送信できない仕様を採用することとしたとの説明があった。
- これまで調査員が行っていた事務の幾つかを指導員が行うこととなるため、指導員事務の負担軽減策についても検討することが必要である。
- マンションの管理人等が調査員となることに法令上の問題はないのかとの質問があり、法令上の問題はないこと、円滑に調査員となってもらえるような環境づくりを進めることなどの説明があった。
- 要計表集計結果の公表時期について質問があり、市区町村の事務スケジュールを考慮し、平成23年1～2月の公表を予定しているとの説明があった。

(2) 平成22年国勢調査第3次試験調査の実施方法等について事務局から説明。本日の意見等を踏まえ、第3次試験調査の準備を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。

- 第3次試験調査において、マンションの管理人等を調査員に任命することを検証するのかとの質問があり、できる限りそのような方向で検討したいとの回答があった。
- マンション等における調査員業務の民間委託は困難とされているが、それに代わる何らかの環境整備を推進することが必要である。

(3) 平成22年国勢調査の国民の理解を得るための方策等について、意見交換が行われた。本日の意見等を踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。

- オートロックマンションやワンルームマンションでは、共用の郵便受けの近くに国勢調査のポスターを掲示することが有効である。
- 調査票の提出方法を広報する場合、郵送提出が原則であるとの誤解を世帯に与えないよう注意すべきである。
- 個人情報が厳格に保護される中で、調査票の記入・提出が義務であると周知することはよい試みである。
- インターネットや携帯電話など、若者向けの広報を充実する必要がある。
- 「国民」とは国籍を有する者と解されるため、外国人も調査対象に含まれることに誤解が生じないように、表現に工夫が必要である。
- 調査票の記入・提出が義務である旨を強調することは、世帯によっては逆効果となる恐れもあるため、その記載の仕方については慎重な検討を要する。

(4) 平成22年国勢調査における集計の考え方及び集計体系について事務局から説明。本日の意見等を踏まえ、引き続き検討を進めることとされた。主な意見等は次のとおり。

- 要計表集計以降の集計でも男女別集計は行わないのかとの質問があり、要計表集計以外の集計では、すべて男女別集計を行うとの説明があった。
- 国勢調査では、高齢者がいる世帯のような世帯属性別の集計が多いが、逆に高齢者がどの属性の世帯に含まれるかがわかるような集計も必要ではないか。

(5) 次回は平成21年3月31日（火）に開催予定。